



大牟田市 都市計画 マスタープラン



Omuta City Master Plan

参考資料

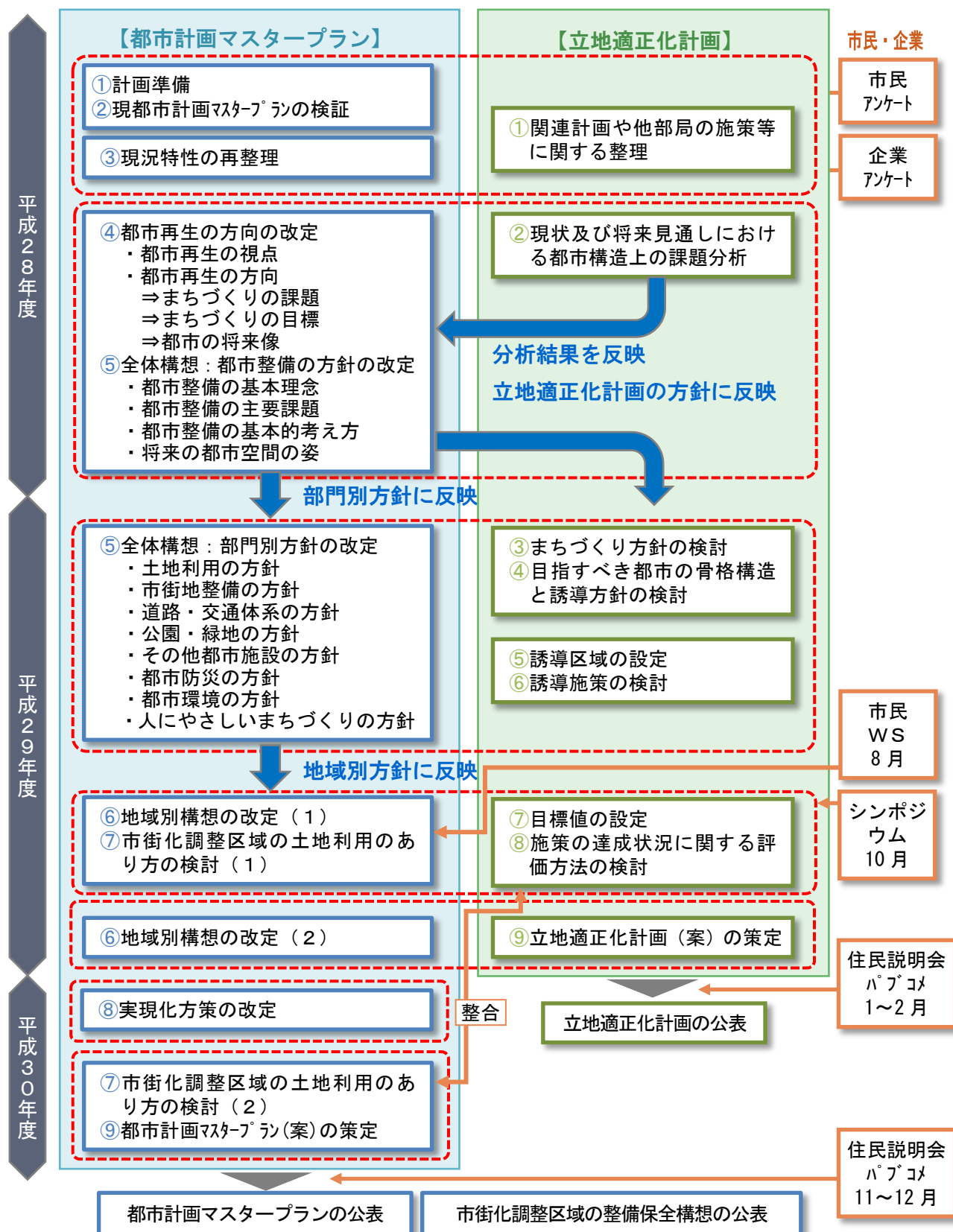
- 1 計画の策定スケジュール
- 2 計画の策定体制
- 3 計画の策定経緯
- 4 各委員名簿
- 5 市民意向の反映
- 6 用語集



参考資料

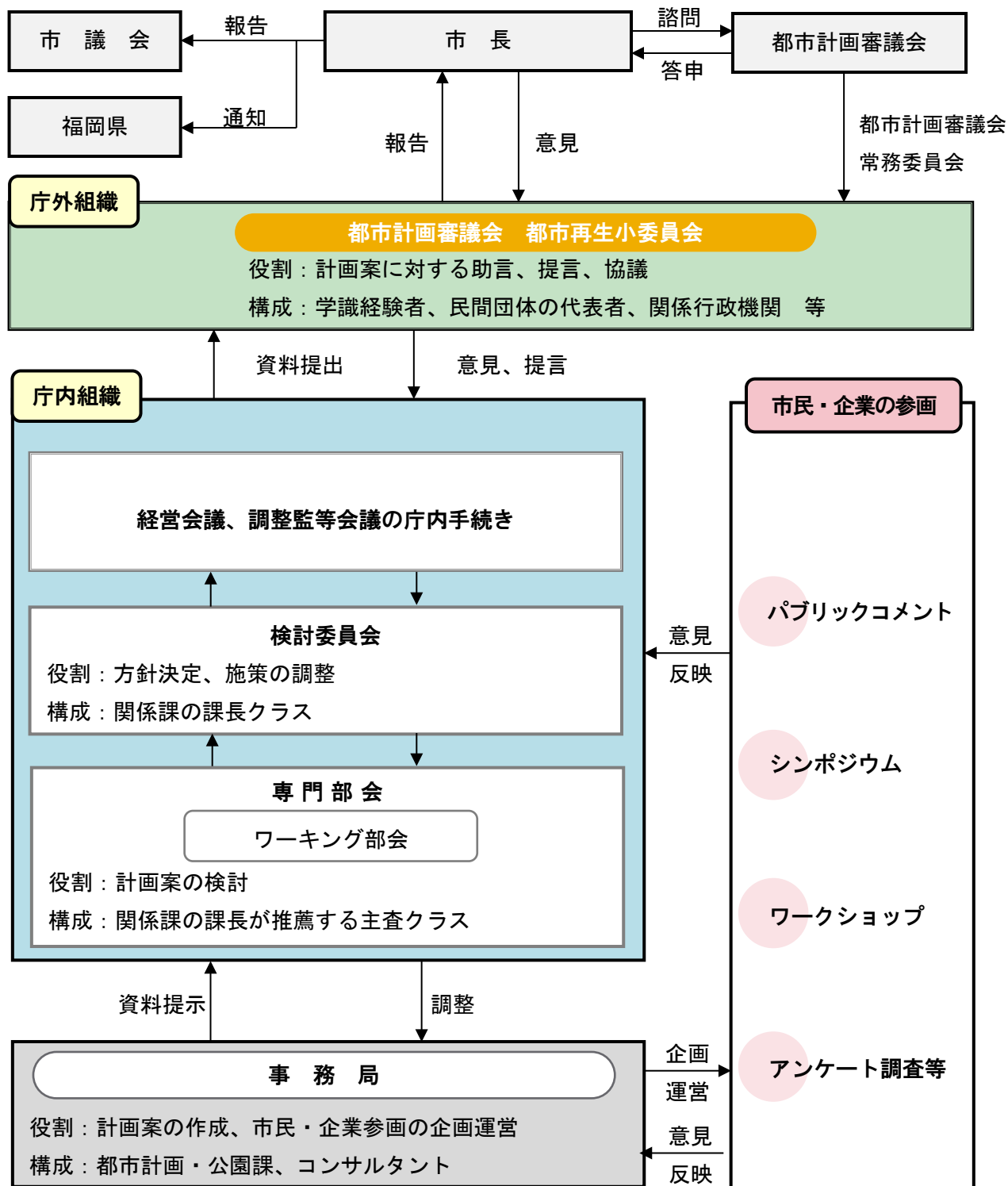
1. 計画の策定スケジュール

本市では、都市計画マスタープランの改定に合わせ、立地適正化計画の策定を並行して進めてきました。また、市街化調整区域の整備保全構想も策定しました。以下に検討スケジュールを示します。



2. 計画の策定体制（再掲）

計画策定にあたっては、市民や企業の意見を反映させながら、地域公共交通をはじめとする医療・福祉、中心市街地活性化などの多岐にわたる分野の関係者との合意形成を図るという観点から、庁内の関係各課で構成する「検討委員会」や「専門部会」、庁外の学識経験者・民間団体など多様な関係者で構成された「都市計画審議会 都市再生小委員会」を設置し、横断的な体制で取り組みました。



3. 計画の策定経緯

	策定の経過	都市再生 小委員会	経営会議	検討委員会	ワーキング 部会	市民意向把握
平成 28 年度	第1回検討委員会			8/4		
	第1回ワーキング部会				8/29	
	市民意向調査					10/3~10/18
	第2回ワーキング部会				11/8	
	第2回検討委員会			11/18		
	経営会議		11/29			
	第1回都市再生小委員会	12/6				
	企業意向調査 (都市機能増進施設)					1/14~1/23
	企業意向調査 (製造業・運輸業)					1/20~1/30
	第3回ワーキング部会				2/2	
	第3回検討委員会			2/13		
	経営会議		2/21			
	第2回都市再生小委員会	3/28				
平成 29 年度	第4回ワーキング部会				4/21	
	国土交通省への状況報告			5/11		
	第5回ワーキング部会				5/15	
	第6回ワーキング部会				6/26	
	第4回検討委員会			7/12		
	経営会議		8/1			
	第1回市民ワークショップ					8/1~8/10
	第3回都市再生小委員会	8/7				
	第2回市民ワークショップ					8/22~8/29
	第7回ワーキング部会				9/25	
	コンパクトなまちづくり シンポジウム					10/1
	第5回検討委員会			10/13		
	国土交通省への状況報告			10/26		
	経営会議		10/31			
	第8回ワーキング部会				11/13	
	第4回都市再生小委員会	11/14				
	第6回検討委員会			11/30		
	経営会議		12/26			
	第5回都市再生小委員会	1/16				
	説明会					1/22~1/29
平成 30 年度	都市計画審議会			3/28		
	立地適正化計画の策定			3/30		
	第9回ワーキング部会				5/11	
	第10回ワーキング部会				6/21	
	第7回検討委員会			7/13		
	経営会議		7/31			
	第6回都市再生小委員会	8/10				
	第11回ワーキング部会				10/3	
	第8回検討委員会			10/19		
	経営会議		11/3			
	第7回都市再生小委員会	11/22				
	パブリックコメント					11/28~12/27
	経営会議		1/8			
	都市計画審議会			1/16		

4. 各委員名簿

(1) 都市再生小委員会名簿

種別	分野	氏名	所 属
委員 (5名)	都市計画審議会 会 長	大森 洋子	久留米工業大学建築・設備工学科 教授
	都市計画	加藤 浩司	有明工業高等専門学校建築学科 准教授
	農 業	古賀 正廣	大牟田市農業委員会 会長
	商工業	奥蘭 征裕	大牟田商工会議所 専務理事
	福岡県	野上 和孝	福岡県 都市計画課長
専門委員 (5名)	福 祉	堺 裕	帝京大学 福岡医療技術学部 教授
	交 通	吉武 哲信	国立大学法人 九州工業大学 工学部教授
	医 療	松尾 聡明	大牟田医師会 事務局長
	福 祉	内田 勉	社会福祉協議会 事務局長
	子育て	坂口 明夫	大牟田市子ども・子育て会議 委員

・会 長・・・大森 洋子

・庶 務・・・大牟田市都市整備部都市計画・公園課 都市計画担当



(2) 庁内組織名簿

	検討委員会	ワーキング部会
	職 名	職 名
委員長	都市整備部長	都市計画・公園課長
副委員長	都市計画・公園課長	都市計画・公園課主査
企画総務部	総合政策課長	総合政策課
	財政課長	財政課
	公共施設マネジメント推進課長	公共施設マネジメント推進課
市民部	税務課長	税務課
市民協働部	地域コミュニティ推進課長	地域コミュニティ推進課
産業経済部	産業振興課長	産業振興課
	商業・サービス業支援担当課長	
	観光おもてなし課長	観光おもてなし課
	農林水産課長	農林水産課
都市整備部	国県道路対策室長	国県道路対策室
	市街地整備課長	市街地整備課
	土木管理課長	土木管理課
	土木建設課長	土木建設課
	建築住宅課長	建築住宅課
	住宅担当課長	
	防災対策室長	防災対策室
	国土調査室長	国土調査室
環境部	環境企画課長	環境企画課
保健福祉部	健康長寿支援課長	健康長寿支援課
	障害・援護担当課長	
	子ども育成課長	子ども育成課
企業局	経営企画課長	経営企画課
教育委員会	学校再編推進室長	学校再編推進室

庶務一都市整備部都市計画・公園課

5. 市民意向の反映

(1) 市民アンケート・企業アンケートの実施

大牟田市都市計画マスタープラン及び大牟田市立地適正化計画の検討を行うにあたり、市民や企業のまちづくりに対する意向を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

①市民アンケート実施概要

実施目的	今後のまちづくりに対する幅広い意向を把握し、両計画に反映させるとともに、市民に都市計画マスタープランや立地適正化計画に興味を持っていただくきっかけとするために実施
調査対象	市内に居住する18歳以上の市民2,500名
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成28年10月3日～10月18日
有効回収数	765票
有効回答率	30.6%

②企業アンケート（製造業等）実施概要

実施目的	製造業・運輸業を対象として、市内における企業活動の状況把握や今後のまちづくりに対する企業意向を把握するために実施
調査対象	市内の製造業・運輸業219企業
抽出方法	商工会議所による抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成29年1月20日～1月30日
有効回収数	56票
有効回答率	25.6%

③企業アンケート（都市機能増進施設）実施概要

実施目的	都市機能増進施設として想定される、スーパー等の生鮮三品取扱店、医療施設、福祉施設、子育て施設（保育所、幼稚園等）の事業者を対象として、今後の市内における企業活動意向やまちづくりに対する意見を把握するために実施
調査対象	市内で操業しているスーパー等の生鮮三品取扱店、医療施設、福祉施設、子育て施設（保育所、幼稚園等）の事業者377企業
抽出方法	庁内資料及びiタウンページより算出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成29年1月14日～1月23日
有効回収数	106票
有効回答率	28.1%

(2) まちづくり懇談会（市民ワークショップ）の開催

計画の策定にあたり、市民意向の反映に努めるため、まちづくり懇談会（市民ワークショップ）を開催しました。

第1回まちづくり懇談会	STEP1 まちの〇と×を“知る”！
手鎌地域：8/1（火）19：00～ 吉野地域：8/2（水）19：00～ 勝立地域：8/3（木）19：00～ 中央地域：8/4（金）19：00～ 三池地域：8/9（水）19：00～ 三川地域：8/10（木）19：00～	(1) まちづくり懇談会の趣旨説明 (2) 都市計画マスタープランの説明 (3) 地域の課題抽出（グループワーク） (4) 成果発表（グループ別）



▲写真：勝立・駿馬地域の様子



▲写真：中央地域の様子



▲写真：手鎌地域の様子

第2回まちづくり懇談会	STEP2 まちの方向性とやるべきことを“語る”！
中央地域：8/22（火）19：00～ 吉野地域：8/23（水）19：00～ 勝立地域：8/24（木）19：00～ 三川地域：8/25（金）19：00～ 三池地域：8/28（月）19：00～ 手鎌地域：8/29（火）19：00～	(1) 前回のまちづくり懇談会成果の振り返り (2) 住みよいまちを目指して（グループワーク） (3) 成果発表（グループ別）



▲写真：三池地域の様子



▲写真：三川地域の様子



▲写真：吉野地域の様子

▼ワークショップニュース（表）

まちづくり懇談会 News（中央地域）
～まちづくりの進捗を伝える、盛りだくさんのイベント～

8月1日（火）19：00～21：00 中央地域まちづくり懇談会（第1回）を開催しました。

大田区都市計画マスタープランとは？
大田区都市計画マスタープランとは、大田区全体の将来の姿を描くための基本計画です。大田区全体の将来の姿を描くための基本計画です。

おなじみの20年を見据えて未来を
大田区全体の将来の姿を描くための基本計画です。大田区全体の将来の姿を描くための基本計画です。

まちづくり懇談会の様子
まちづくり懇談会の様子。まちづくり懇談会の様子。

まちづくり懇談会の様子
まちづくり懇談会の様子。まちづくり懇談会の様子。

まちづくり懇談会の様子
まちづくり懇談会の様子。まちづくり懇談会の様子。

▼ワークショップニュース（裏）

地域の未来をまちづくりに変えるキーワード
「高齢化・少子化・人口減少」、「子育てしやすい」、「教育にやさしいまち」、「人にやさしいまち」、「住みよくなるまち」、「豊富な資源の活用」

第1回ワークショップで学び、地域の未来を
第1回ワークショップで学び、地域の未来を。第1回ワークショップで学び、地域の未来を。

第2回ワークショップで学び、地域の未来を
第2回ワークショップで学び、地域の未来を。第2回ワークショップで学び、地域の未来を。

第3回ワークショップで学び、地域の未来を
第3回ワークショップで学び、地域の未来を。第3回ワークショップで学び、地域の未来を。

第4回ワークショップで学び、地域の未来を
第4回ワークショップで学び、地域の未来を。第4回ワークショップで学び、地域の未来を。

第5回ワークショップで学び、地域の未来を
第5回ワークショップで学び、地域の未来を。第5回ワークショップで学び、地域の未来を。

(3) コンパクトなまちづくりシンポジウムの開催

人口減少や高齢化などの社会問題に対応した持続可能なこれからのまちづくりを考えるシンポジウムを開催し、約100名の方に参加いただきました。

シンポジウムでは、「コンパクトなまちづくり」をテーマに基調講演、事例発表、パネルディスカッションを行い、これからの大牟田のまちづくりについて考えました。

○日時：平成29年10月1日（日）13:00～16:00

○場所：ホテルニューガイア オームタガーデン 平安の間

第1部 基調講演

「コンパクトなまちづくりを考える」

筑波大学大学院 システム情報系 社会工学域 教授 谷口 守 氏

第2部 事例発表

「みんなで支えあいのまち『おおむた』を目指して」

～生活困窮者レスキュー事業の実践～

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会 運営委員長 坂口 明夫 氏

「未来都市 大牟田のまちづくり」～誰もが暮らしやすく～

大牟田市副市長 坂田 昌平

第3部 パネルディスカッション

「ずっと住み続けられる魅力あるまちづくり」

コーディネーター：大森 洋子氏（久留米工業大学 教授）

パネリスト：谷口 守氏（筑波大学大学院 システム情報系 社会工学域 教授）

坂口 明夫氏（大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会 運営委員長）

城 博志氏（大牟田商工会議所 商業振興委員会 委員長）

坂田 昌平（大牟田市副市長）



▲坂田副市長からの挨拶



▲パネルディスカッションの様子

(4) 説明会の開催

- ◆立地適正化計画（素案）及び都市計画マスタープランの改定の内容について、周知及び市民意見を聴取するため、説明会を開催しました。

開催期間：平成30年1月22日（月）～平成30年1月29日（月）

参加者数：延べ23名（内 男性：19名、女性：4名）

会場：中央地区公民館、三川地区公民館、勝立地区公民館、吉野地区公民館、三池地区公民館、手鎌地区公民館

- ◆都市計画マスタープラン（素案）及び市街化調整区域の整備保全構想（素案）の内容について、周知及び市民意見を聴取するため、説明会を開催しました。

開催期間：平成30年11月28日（水）～平成30年12月6日（木）

参加者数：延べ43名（内 男性：34名、女性：9名）

会場：中央地区公民館、三川地区公民館、勝立地区公民館、吉野地区公民館、三池地区公民館、手鎌地区公民館

(5) パブリックコメントの実施

都市計画マスタープラン（素案）及び市街化調整区域の整備保全構想（素案）の内容に対する市民意向を広く聴取するため、平成 30 年 11 月 28 日～12 月 27 日の期間、パブリックコメントを実施したところ、1 名の方から延べ 6 件の意見をいただきました。

6. 用語集

ア行

RDF（アールディーエフ）

「Refuse Deribed Fuel」の略。可燃ごみを乾燥させ、圧縮成形した固形燃料。安定して高温で燃焼できるため、ダイオキシン類発生の低減を図ることができ、悪臭を出さず、腐敗し難い。また輸送や貯蔵しやすいという特徴がある。ごみから得られる燃料という意味で、リサイクルエネルギーを得る方法として、また広域的なごみ処理として、近年大きな注目を集めつつある。石油などの化石燃料の将来的な供給不安、地球環境問題、資源の有効利用の観点から、貴重な国内資源としてエネルギー供給の一翼を担うことが期待されている。

インタープリテーション

自然公園やミュージアム、その他社会教育の現場で行われる、体験や地域性を重視した、楽しくて意義のある教育的なコミュニケーションのこと。

エコタウン

すべての廃棄物を新たに他の産業分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにするゼロ・エミッション構想の実現を目指し、資源循環型経済社会の構築を図るまちづくりを目指す。

NPO（エヌピーオー）

「Non Profit Organization」の略。民間非営利団体の訳。

カ行

街区公園

主として街区に居住する者が利用することを目的とする公園で、面積0.25haが標準。

観光プロモーション

自治体が、観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動のこと。

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩

和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地のこと。

既存ストック

既に整備された道路や橋梁、給排水施設などの都市基盤や市街地、公共公益施設などの人工物のこと。

協働

複数の行為主体同士のパートナーシップのひとつのあり方であり、それぞれの行為主体が利益の共有に基づき、取組みのプロセス全体に対して対等な役割と責任を持って関与していくこと。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積2haが標準。

区域区分

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要がある場合に、都市計画区域を計画的に市街化を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分すること。

グローバル

「地球規模の・全世界的な」という意味。産業活動など様々な事柄が地球規模で展開してきている様子。

建築協定

地域住民の全員の合意により、建築基準法に定められた最低限の基準に加え、住み良いまちづくりのための基準を定め、お互いに守り合っていくことを約束する制度。

交通アクセス

公共交通や自動車等の交通手段による近づきやすさ、行きやすさの意味。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口（高齢人口）が総人口に占める割合のこと。

国勢調査

日本国内に住むすべての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に一度実施する統計調査のこと。

高付加価値型産業

商品・サービスなどに付け加えられた独自の価値の高い産業のこと。

コミュニティバス

公共交通が利用しづらい地域の人々の生活を支えるため、市や地域が主体となって運営するバス交通のこと。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めるためのまちづくりの概念。

サ行

3R

リデュース（排出の抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（廃棄物の再生使用）のこと。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）、およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）をいう。（同法第 7 条第 2 項）

市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ（同法第 13 条）、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可しなければならない。（同法第 33 条）

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、災害の恐れのある土地や優良農地として保全すべき土地など、原則として市街化を抑制すべき区域。（同法第 7 条第 3 項）

市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は制限される。（同法第 29 条及び第 34 条）

時間距離

2 地点間の距離を、移動にかかる所要時間で表した距離のこと。

循環型社会

資源再利用など自然環境に負荷をかけない社会のこと。

生活利便施設

生活利便施設は、市民の生活において日常的に利用する頻度が高い施設のこと。

セットバック

ゆとりある空間を確保するため、壁面を道路の境界線から後退させること。

タ行

多自然型工法

自然豊かな環境に配慮し、生態系の保全創造までも包括した工法。

地域コミュニティ

地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域のことごとに取り組んでいる地域社会のこと。

地域地区

都市の土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る役割を果たすものであり、地域ごとの性格に応じた建築制限を行い適正な都市環境を保持するために定められている制度。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・生活支援・予防・医療・介護をその人の状態に合わせて、一体的かつ体系的に提供する仕組みのこと。

地区計画

一体的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園などの地区施設の配置及び規模に関する事項や建築物の形態・用途・敷地・意匠などについて、総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた計画である。地区の特性に応じて、地域住民の意向による計画を定め、良好なまちづくりを推進する制度をいう。

地区計画の決定後は、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を規制・誘導することができ

る。(都市計画法第12条の4第1項第1号)

地区公園

主として徒歩圏内に居住するものの利用に供することを目的とする公園で、面積4haが標準。

昼間人口

常住人口に他の地域から通勤してくる人口(流入人口)を足し、さらに他の地域へ通勤する人口(流出人口)を差し引いたもの。

D I D

人口集中地区の略称であり、国勢調査において設定されるおおむね40人/ha以上の地区のこと。

低未利用地

既存市街地内の更地・遊休化した工場・駐車場など、有効に利用されていない土地のこと。

都市機能

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化など都市での生活を支えるサービスを提供する機能のこと。

都市経営

自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営ととらえようとする考え方のこと。

都市計画区域

市または一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現状・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定する。(都市計画法第5条第1項)

都市計画区域を指定すれば1ha未満の開発行為も開発許可の取得が義務付けられ、建築物等への建築基準法による集団規程の適用がなされる。また、都市の将来像を示すマスタープランに基づき、各種都市計画の決定や都市施設の整備が行われ、市街地開発事業の実施も可能となる。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市町村が地域の実情に応じて、都市全体及び地域ごとの将来像を示し、地域におけるまちづくりの課題に対応したまちづくりの方針を示したものの。

都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、正しくは「都市計画区域の整備、開発、保全の方針」(都市計画法第6条の2)といい、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体や身近なまちを将来どのようにしていきたいかについて基本的な方針を都道府県が定めるもの。

都市施設

都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な施設のこと。都市施設には、交通施設(道路、都市高速鉄道、駐車場など)、公共空地(公園、緑地など)、供給・処理施設(上下水道、電気、ガスなど)、河川、運河その他の水路、教育文化施設(学校、図書館など)、病院、保育所、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地などがある。

都市ストック

都市を形成する上で、これまで時間をかけて蓄積されてきた道路や橋梁、給排水施設などの都市基盤や市街地、公共公益施設などの人工物に対する総称。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更を行う事業のこと。

都市のスポンジ化

都市の内部において、空き地・空家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象

ナ行

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも農業の振興が必要であるとされる地域。

農用地区域

農業振興地域のうち、農地等として利用されるべき土地として定められた区域。農業関係公共投資の対象となるほか、農業目的以外の土地利用は、農用地区域以外に替わるべき土地がないなど、一

定の要件を満たして農用地区域から除外した土地でない限り行うことができない。

ハ行

バリアフリー

バリアは障壁・障害の意味であり、高齢者、身体障害者等が社会生活を営む上で、支障がないように施設を設計すること。また、そのように設計されたもの。公共空間では、段差のない歩道や駅のエレベーター設置、ノンステップバス等がバリアフリー施設となる。

パブリックコメント

広く一般市民に対して、広報誌やホームページなどの媒体を通じて、政策のあり方、政策案に対する意見を受け付ける機会を確保し、受け付けた意見を考慮して政策案の修正等を含め政策の検討を行うという、一連の政策立案上の手続きを意味する。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然豊かな土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、知事が都市計画に定める地域地区。当該地区内での建築物の建築等の一定の行為について、知事の許可を受けなければならない。

マ行

密集市街地

幅 4m 未満の細街路や行き止まり路が多いなど公共施設が未整備であること、接道要件を満たしていなかったり全く接道していない敷地が多い、そして小規模な敷地が多い、また耐震性や防火性の低い老朽木造建築物が多い等の特徴を持つ市街地を指す。

メッシュ

網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば 100m×100m の四角のこと。

モータリゼーション

自動車が日常生活の必需品として普及する社会現象のこと。

ヤ行

誘導施策

都市機能誘導区域に定められた誘導施設を誘導区域内に立地を促すための支援策のこと。

ユニバーサルデザイン

すべての人に普遍的な価値を持つデザインを意味する言葉。障害者と健常者、高齢者と幼児、成人など区別なく、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、誰もが分け隔てなく使える・とおれる・住める・楽しめるように、まち・家・モノをデザインしようという考え方。

用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保全を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建蔽率及び各種高さについて制限を行う制度。

ラ行

緑化重点地区

緑の基本計画に定める緑化を重点的に推進する地区。他地区への波及を図ることを目的とする。

ワ行

ワークショップ

誰もが自由に意見が言いやすいように工夫された形式張らない会議の一種で、創造行為と合意形成に焦点をおいている。住民参加の手法としてよく使われている。

大牟田市都市計画マスタープラン

2019(平成31)年3月 策定

発行 大牟田市
編集 都市整備部都市計画・公園課

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL : 0944-41-2782 FAX : 0944-41-2795

ホームページ <https://www.city.omuta.lg.jp/>





住み・働き・にぎわう **持続可能な** 快適環境都市

～みんなでつくる 安心して豊かに暮らせる 人にやさしいまち～

大牟田市 都市整備部都市計画・公園課

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL : 0944-41-2782 FAX : 0944-41-2795

ホームページ : <https://www.city.omuta.lg.jp/>

